

鳥栖市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第45号

鳥栖市事務分掌規則の一部を改正する規則

鳥栖市事務分掌規則（昭和 6 3 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前					改 正 後					
別表第 1					別表第 1					
部	課	係	標準的な事務分掌		部	課	係	標準的な事務分掌		
略					略					
市民環境部	略				市民環境部	略				
	市民課	略				市民課	略			
		市民係	(1)～(9) 略				市民係	(1)～(9) 略		
			(10) 児童生徒の転入学通知書の交付に關すること。							
	略					略				
略					略					

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 2 1 日から施行する。

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年7月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第46号

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 2 4 号）の施行期日は、令和 8 年 7 月 2 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年7月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第47号

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 3 1 号）の施行期日は、令和 8 年 7 月 2 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。